

令和5年度6月補正予算案の追加提案の概要

1 基本的な考え方

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号により県民の日常生活に甚大な影響が生じていることから、住宅の応急修理などに必要な経費や、生活再建に向けた支援、被災した中小企業の負担軽減や社会福祉施設の復旧など、緊急性が高い事業について、スピード感を持って予算計上するもの。

2 補正予算の規模

(単位：百万円)

区分	現計 A	補正予算 [既提出分] B	補正予算 [追加分] C	補正後 計 A+B+C
一般会計	1, 292, 194	7, 924	739	1, 300, 857

・今回の補正予算に係る所要の一般財源については、一般財源基金からの繰入金を充当した。

3 主な事業

(単位：百万円)

(1) 生活再建支援

- ・ 災害救助費 282
(災害救助法に基づく避難所の設置や住宅の応急修理などの経費)
- ・ 災害援護資金貸付事業 77
(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく被災者への災害援護資金の貸付)
- ・ 被災者生活再建支援補助事業 26
(被災者生活再建支援法が適用とならない被災者に対する県独自の支援)
- 新 県災害見舞金支給事業 2
(被災者に対する県独自の見舞金の支給)
- ・ 感染症予防医療法施行事業 10
(感染症の発生予防やまん延防止のために市町村が実施する消毒に対する補助)

(2) 中小企業への支援

- ・ 中小企業融資資金貸付金 【融資枠650】 217
- ・ 中小企業信用保証料助成 8
- ・ 緊急対策融資利子補給事業 2
(被災した中小企業に対する災害対策融資枠の拡充及び利子補給等)

(3) その他の支援

新 社会福祉施設災害復旧事業

115

(被災した幼児教育・保育施設、高齢者施設、障害者施設の復旧に対する補助)

4 債務負担行為

・ 中小企業融資資金貸付金 2件 (24百万円)

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る被災者支援等事業

【R5.6月補正予算額 387百万円】

防災・危機管理部防災・危機管理課
総務・危機管理G (029-301-2879)

梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害の発生に伴う被害に対し、被災住宅の応急修理、災害援護資金の貸付等、被災者の生活再建に向けた支援を行います。

<p>○災害救助費（282百万円） 避難所の設置や住宅応急修理などの災害救助法に基づく救助に係る経費</p> <p><主な限度額>半壊以上 706千円/世帯 (国1/2、県1/2)</p> <p><内訳> 住宅応急修理 281百万円 避難所設置等 1百万円</p>	<p>○災害援護資金貸付事業（77百万円） 被災住民への災害援護資金の貸付</p> <p><対象者> 負傷又は住居・家財に被害を受けた者</p> <p><主な貸付限度額> 半壊 170万円（国2/3、県1/3）</p> <p><申請期限> 令和5年9月30日</p>																				
<p>○被災者生活再建支援補助事業（26百万円） 被災者生活再建支援法が適用とならない被災者に対する県独自の支援 ※県災害見舞金支給事業との併給不可</p> <p><支給額>半壊 20万円/世帯（県1/2、市町村1/2）</p> <table border="1" data-bbox="183 851 790 985"> <tr> <td><国制度></td> <td>全壊</td> <td>大規模半壊</td> <td>中規模半壊</td> <td>半壊</td> </tr> <tr> <td>被災者生活再建支援法適用市町村</td> <td>最大300万円</td> <td>最大250万円</td> <td>最大100万円</td> <td>支援なし</td> </tr> <tr> <td><県制度></td> <td colspan="3">国制度と同等の上記額を支給</td> <td>20万円（県独自）</td> </tr> <tr> <td>法適用外市町村、法対象外半壊世帯</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table>	<国制度>	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	被災者生活再建支援法適用市町村	最大300万円	最大250万円	最大100万円	支援なし	<県制度>	国制度と同等の上記額を支給			20万円（県独自）	法適用外市町村、法対象外半壊世帯					<p>○県災害見舞金支給事業（2百万円） 被災した住民に対する見舞金の支給</p> <p><主な支給額> 住家被害：床上浸水 2万円</p> <p>※被災者生活再建支援制度（国・県）との併給不可</p>
<国制度>	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊																	
被災者生活再建支援法適用市町村	最大300万円	最大250万円	最大100万円	支援なし																	
<県制度>	国制度と同等の上記額を支給			20万円（県独自）																	
法適用外市町村、法対象外半壊世帯																					

感染症予防医療法施行事業

【R5.6月補正予算額 10百万円】

保健医療部感染症対策課管理G (029-301-3215)

令和5年6月2日の大雨により床上浸水等の被害が発生し、感染症の発生予防やまん延防止のために消毒を実施した市町村に対して補助を実施します。

補助先

○浸水被害等により消毒作業が必要な市町村



補助対象経費

○消毒実施事業者への委託費
○消毒作業に要する消耗品費（手袋、ガウン等）



補助スキーム

○国1/3、県1/3、市町村1/3



【R5.6月補正予算額 227百万円】

産業戦略部産業政策課金融G(029-301-3530)

被災した中小企業の負担軽減のため、災害対策融資の特例措置を適用するとともに、信用保証料補助や利子補給を実施します。

**災害対策融資（令和5年大雨・台風第2号災害特例）
217百万円**

新規融資枠：650百万円

融資対象者：ア 直接被害
市町村長の罹災証明等を受けた者
イ 間接被害
災害救助法適用地域で事業を営み、被災後、売上高等の減少(20%以上)について市町村長の認定を受けた者

融資限度額：設備・運転・併用8,000万円

融資期間：設備13年以内(据置3年以内)
運転・併用10年以内(据置2年以内)

融資利率：年1.2～1.6%

※なお、右記の信用保証料補助及び利子補給を活用可

信用保証料補助 8百万円

ア 直接被害：10/10補助(県1:市町村1)
年0.45～1.9%→0%

イ 間接被害：1/2補助(県1:市町村1)
年0.9%→0.45%

利子補給（3年間） 2百万円

○融資額1,000万円以内
10/10補給(県1:市町村1)

○融資額1,000万円超
ア 直接被害
10/10補給(県2:市町村1)
イ 間接被害
1/2補給(県2:市町村1)

社会福祉施設災害復旧事業（新規）

【R5.6月補正予算額 115百万円】

福祉部子ども政策局子ども未来課保育G(029-301-3243)
同 長寿福祉課介護基盤整備G (029-301-3321)
同 障害福祉課自立支援G (029-301-3363)

被災した社会福祉施設に対し、災害復旧事業に要する費用の一部を助成することにより、災害からの速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保します。

○幼児教育・保育施設

- ・対象数：14施設
- ・補助率：国1/2、県1/4、設置者1/4
- ・補助金額：75百万円

【被害例】

幼保連携型認定こども園において、床上浸水し、臨時休園となった

○高齢者施設

- ・対象数：2施設
- ・補助率：国1/2、県1/4、設置者1/4
- ・補助金額：25百万円

【被害例】

特別養護老人ホーム等において、屋根が破損し、建物内部が水浸しとなり、運営に支障が生じた

○障害者施設

- ・対象数：3施設
- ・補助率：国1/2、県1/4、設置者1/4
- ・補助金額：15百万円

【被害例】

放課後等デイサービス等において、床上浸水し、1週間営業不可となった